

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 4 定期監査	総務課	<p>使用料の徴収等に係る事務が適切でなかったもの 市庁舎に係る行政財産目的外使用料及び広告料について、特段の理由なく調定決議がなされていないものがあった。 春日井市行政財産目的外使用料条例や契約書等に基づいた適切な事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。</p>	注意	<p>調定決議がされていなかったものについて、早急に調定決議を行い、納入義務者へ送付しました。 事務の失念が原因となったものなので、月毎に調定決議し、その都度納付書を発行していたものを、年度当初に1年間分の調定決議をすることとします。 また、他の月毎の支払い事務と同様に複数の職員で事務処理漏れがないかを確認できるよう体制を見直します。</p>	措置済